

青少年健全育成に向けた講師派遣事業業務委託仕様書

1 委託業務名

青少年健全育成に向けた講師派遣事業

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

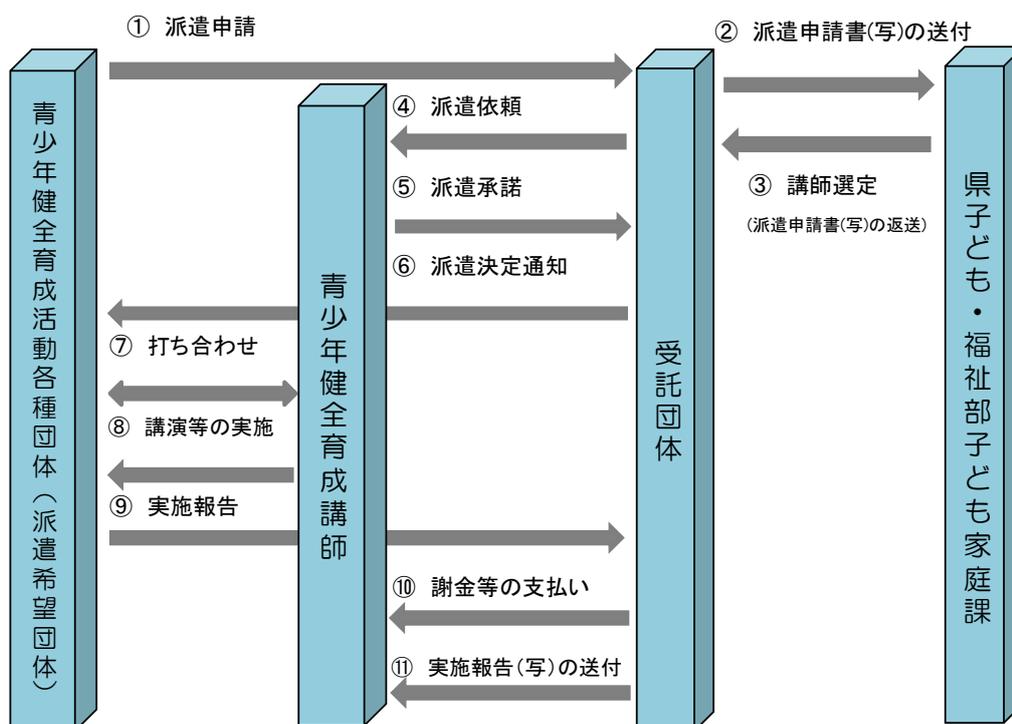
3 事業目的

家庭、地域等の教育力の向上と地域での青少年健全育成活動の取組を促進することを目的として、青少年健全育成活動に取り組む各種団体等（以下「団体等」という。）に対して、当該団体が開催する地域における講座・研修会や講演会等（以下「講演会等」という。）に、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課（以下「子ども家庭課」という。）が選定する講師を派遣する事業を行う。

4 委託業務の概要

主な業務項目は、次のとおりである。

- ・ 団体等からの講師派遣申請受付
- ・ 子ども家庭課が選定した講師への派遣依頼及び日程調整
- ・ 団体等への派遣決定通知
- ・ 団体等からの実施報告書受理
- ・ 団体等からの相談・問い合わせへの対応
- ・ 講師への謝金・旅費等支払



5 講師の派遣回数

講師の派遣回数は、おおむね次のとおりとする。ただし、予算の範囲内で回数を調整するものとする。

派遣回数 105 回程度

派遣経費 2,106,500 円（講師謝金、旅費）

6 委託業務詳細

(1) 派遣依頼

ア 団体等から、申請期間中に受託事業者へ派遣希望申請が提出されるので、要項及び手引きに照らして派遣先として適正な団体等と認められる場合に限り、申請を受理すること。

なお、要件に疑義がある場合は、子ども家庭課と協議すること。

イ 希望する講演等に適する講師について、団体等から問い合わせや相談があった場合は、子ども家庭課が選定する講師を派遣する旨を伝える等、問い合わせ等の内容に応じた対応を行うこと。

ウ 受託事業者は、子ども家庭課が選定した講師に対し、日程、派遣先、講演希望内容を一覧にして照会すること。

エ 講師への照会の結果、都合の付かなかつた部分については、日程又は講師を変更(講師の再選定については、子ども家庭課で対応)し、再度照会をかけること。

オ 全ての調整が終わり次第、各団体等へ派遣決定通知書を送付するとともに、決定一覧を子ども家庭課に提出すること。

カ 予定の数量以上の申請があった場合、又は調整の結果、第4希望のいずれも実施できない場合は、派遣不可の団体等にその旨を通知すること。

(1) 実施終了後

ア 研修等の終了後、団体等から10日以内に実施報告書が提出されるので、内容を確認して受理すること。期限内に報告書が提出されない場合は、提出を督促すること。

イ 報告書受理後、15日以内に謝金及び旅費を講師の指定口座へ振り込むこと。

ウ 月ごとに受理した実施報告書及び口座振込実績を、翌月10日までに子ども家庭課に提出すること。

7 委託に含まれる経費

委託に含まれる経費は、次のとおりとする。

(1) 講師派遣に係る謝金及び旅費

(2) 事務を行うに当たって必要な事務費、通信費、振込手数料及び人件費

8 講師派遣に係る謝金及び旅費

(1) 謝金

謝金の額は、一律1回につき、1時間半未満の場合は15,000円、1時間半以上の場合は20,000円とすること。

(2) 旅費

旅費の算定は、県の規定に準ずること。

9 契約限度額

3,785,061円以内(消費税額及び地方消費税の額(10%)を含む)

10 個人情報に関する取扱い

- (1) 当該事業で使用する個人情報は必要最小限とするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (2) 当該事業で使用する個人情報については、収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。

11 その他

- (1) 講演会等の要件及び団体等からの申請手順等は、別紙手引き(案)のとおりとする。手引きは、各学校等への直接配布及び子ども家庭課ホームページでの公開により周知するため、内容の精査や団体等のやりとり等は手引きの記載事項を前提に行うこと。
- (2) 団体等又は講師からの問い合わせについて、受託事業者において判断できないことは、子ども家庭課と協議すること。